

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十八号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年十一月奈良県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条の十一第一号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」の下に「第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十九年三月奈良県条例第五十三号）第十一条第二項の規定により読み替えて適用する条例第七条第四項に規定する場合に該当するものを除く。）若しくは同法」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。